| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は意見・指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　監査の結果及び意見 | | | |
| 第２款　大阪府各部局による虐待防止施策について | | | |
| 第１．福祉部による「虐待防止施策」 | | | |
| １．「虐待防止施策」の事業に係るコスト  【福祉部】  【会計局】 | 大阪府は、児童虐待の取組について府民の理解がさらに深まるよう、大阪府子どもを虐待から守る条例第９条に基づく年次報告書には、その記載対象事業が児童虐待防止施策は複数の組織に関係するため、人件費も含めたコスト及び事業目標とその達成状況・事業効果などを記載できるよう体制を整えるべきである。  また、大阪府は、大阪府新公会計制度上、複数の組織に関係する事業においても大阪府全体としてコストを把握し、事業分析をすることが可能となるよう、今後全庁的な課題として検討することが望ましい。  （意見番号１）  大阪府子どもを虐待から守る条例第９条に基づき、当該年度の大阪府及び市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況を報告する年次報告書は、複数の部局において実施された事業について、福祉部がそれらを取りまとめ、作成・公表をしている。  監査の実施に当たって、当該報告書に記載されている事業を対象として、それらの内容を検討した結果、前述のとおり実施事業の内容及び当該年度の事業実績のみが記載されているのみで、報告されている事業についてそれに要したコストの記載がなく、どの程度の事業規模なのかが報告書では知ることができなかった。また、例えば人権相談事業のように、事業実施の趣旨、内容の詳細を聴取しなければ、児童虐待防止に寄与するものかどうか直ちに判断できない事業も見受けられた。これでは、事業実施に要したコストと児童虐待防止のためにどのような観点で事業を行ったのか、また事業実施の結果どのような効果がもたらされたのかなど、大阪府子どもを虐待から守る条例の趣旨に沿った事業実施ができているのかが理解できず、十分な説明がなされているとは言えない。  大阪府子どもを虐待から守る条例の趣旨を達成すべく大阪府は多額の予算を投じていることから、年次報告書には、同条例の趣旨に適った児童虐待防止のために実施した事業の内容と共に事業実施に要したコストや、事業の具体的な目標とその達成状況・事業効果などを記載されるような体制が整えられるべきである。また、コスト集計にあたっては職員人件費もその範囲に含めるよう検討するべきである。  さらに、そのような体制に基づいて得られた結果を踏まえ、各部局における課題や改善した事項などを年次報告書において開示し、大阪府の児童虐待に係る取組について府民の理解がさらに深まるよう、記載内容の充実が図られるべきである。  大阪府は、平成36年度を目標として10年間の取組計画である大阪府子ども総合計画を策定し、取り組んでいる。その個別具体的な項目として「児童虐待の防止」を掲げており、その進捗管理は福祉部が行っている。年次報告書において報告する際には当該総合計画において進捗管理との関連性についても分かりやすい記載について検討されたい。 | 大阪府子どもを虐待から守る条例第９条に基づく年次報告書では、条例制定の経緯や特徴、府や市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況を掲載している。  また、児童虐待相談の状況や同条例関係データを掲載するなど、児童虐待の取組について広く府民の理解が得られるよう掲載内容を精査してきた。  加えて、平成27年度事業についての同報告書には、府民の理解が更に深まるよう、記載対象事業の決算額を明記すべく関係部局と調整し、11月24日公表。  監査意見については、意見内容を実現するための体制整備、関係部局間での調整に係る費用及び時間を踏まえ、府民の理解を更に深めるにはどうすべきかを念頭に、報告書の掲載内容の検討について引き続き取り組む。 | 経過報告 |
| ２．福祉部による市町村事業の支援  【福祉部】 | 地域福祉・子育て支援交付金（子育て支援分野特別枠）の対象事業については、大阪府及び各市町村の行動計画の遂行のために、効果的な事業と判断し採択され、大阪府の財源で措置されるものである。大阪府の子ども施策、特に子どもを虐待から守る条例の趣旨に鑑みれば、同交付金の対象となる市町村事業については、更なる効果促進を図り、同交付金の事後的な効果検証の観点から、事業終了後においても引き続き各団体でより発展させた形で継続されているか等を検討することが望まれる。（意見番号２）  地域福祉・子育て支援交付金（子育て支援分野特別枠）は、市町村が優先的に取り組むべきと判断した事業について交付するものである。特に、分野別リーディング事業については、大阪府が策定した次世代育成支援行動計画（こども・未来プラン後期計画）に位置付けた主要課題に対応しているものと知事が認めて選定した事業である。  市町村が実施した効果検証結果は一覧化され、大阪府のホームページにおいて公表されている。それらは市町村からの実績報告書の記載に基づき、事業内容、事業効果及び事業実施後の課題などが記載され、各市町村の独自の基準に基づく効果検証がなされている。事業実施４年目となる事業を対象に行い、効果が認められた場合には実施期間を延長することができるとされており、「効果検証シート」において３年間の効果指標とそれに対する実績等を福祉部が確認している。大阪府としては、市町村が実施する事業を促進するための予算に対して助成することが目的であり、目標値を下回っている場合にも市町村が事業継続のための条件をクリアした上で事業の継続を認めている。  一方、地域福祉・子育て支援交付金は大阪府の財源で措置されることから、大阪府の子ども施策、特に子どもを虐待から守る条例の趣旨に鑑みれば、同交付金の対象となる市町村事業については、更なる効果促進を図り、同交付金の事後的な効果検証の観点から、事業終了後においても引き続き各団体でより発展させた形で継続されているか等を検討することが望まれる。 | 地域福祉・子育て支援交付金(子育て支援分野特別枠)「分野別リーディング事業」については平成26年度に終了したが、当該交付金の対象事業については、平成27年度に新設した新子育て支援交付金等の交付金の活用により、引き続き市町村の実情にあわせて実施する児童虐待の防止のための取組を支援する。 | 措置 |
| 第２．健康医療部（医療・保健の現場における虐待予防） | | | |
| ３．大阪府における妊娠から乳幼児期の虐待予防の取組 | | | |
| (2) 児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策  【健康医療部】 | 大阪府は、「にんしんＳＯＳ」相談窓口の普及啓発につき、一層の充実を図るとともに継続的に実施されたい。（意見番号３）  「にんしんＳＯＳ」相談窓口は、開設から４年が経ち、相談件数を見てもある程度周知されてきたと考えられる。相談窓口の周知は、相談窓口の委託業務の一部である周知活動（府広報誌や保健所等への啓発チラシの掲示、配架等）と、別途大阪府が国庫を活用して実施する相談窓口普及啓発事業（バナー広告、バス広告、リーフレット作成及び学生等への配布等）により行われてきたが、後者は、国庫を活用しており、毎年度実施されるとは限らない。  相談件数の推移をみると、平成25年度までは増加していたが、相談窓口普及啓発事業を実施しなかった平成26年度は減少している。減少の理由は、分析されていないため一概には言えないが、相談窓口業務委託の範囲での周知活動のみでは十分周知されていないことも懸念される。  大阪府は、当該相談窓口の普及啓発（委託事業による実施分除く。）を、毎年度実施することとはされていないが、継続的に実施すべきと考える。とはいえ、財源が限られることも考えられるため、オレンジリボンキャンペーンの中でも周知する、民間の協力を得てコンビニやカラオケ店のように相談者が多い生徒・学生等の若年層も目にしやすい場所にチラシを掲示していただく、ホームページにリンクを貼っていただく等、限られた財源でも継続的、効果的に普及啓発できるスキームを検討し、実施されたい。 | ○「にんしんＳＯＳ」相談窓口の普及啓発の取組は重要であると考えており、既存の取組に加え、関係団体・者との連携による情報発信等も検討することとしている。  【参考】  Ｈ27年度の相談実件数：1345人（Ｈ26年度1292人より微増）  【Ｈ27年度の取組】  ○啓発事業  ①大阪府のホームページに相談実績の掲載  ②市町村、医師会、助産師会等を通じた医療機関等へのリーフレットの配布  ③オレンジキャンペーンでの周知  ④産婦人科医会が開催する養護教諭等学校関係者向けの研修会でのＳＯＳの実績報告や周知等  ⑤インターネット等バナー広告  ⑥通学路線バスの吊広告  【Ｈ28年度計画】  Ｈ27年度の①～④は継続  Ｈ28年度の取組  ⑤他部局との連携による情報発信の検討  ⑥市町村のホームぺ―ジにリンクの貼付け等の協力依頼  ⑦府政だよりへの掲載 | 経過報告 |
| (4) 特定妊婦への支援  【健康医療部】 | 大阪府は、特定妊婦への支援に係る新たなガイドラインは、関係機関で共通のアセスメントがなされるものとし、平成28年度から大阪府全体で統一的な運用がなされるよう市町村への周知及び運用に向けた支援を強化されたい。（意見番号４）  上記のとおり、児童虐待予防における取組として、特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化が求められている。大阪府では、これまでも特定妊婦への支援について「別冊ガイドライン」を作成して示してきたが、平成27年３月に公表された児童死亡事案等検証結果報告書における提言（特定妊婦に対する支援の充実、特定妊婦に対する支援モデルの提示等）を踏まえ、ワーキングチームを立ち上げて、新しいガイドラインの作成が進められている。平成27年度中には完成する予定であり、平成28年２月及び３月に市町村職員を対象に説明会が開催されるほか、大阪産婦人科医会や一般社団法人大阪小児科医会にも説明会が行われ、平成28年度から運用される見込みである。  特定妊婦については、共通アセスメント様式の策定が検討されているとのことから、関係機関によって虐待リスクの認識、アセスメントが異なっている現状が伺える。特定妊婦以外のリスクアセスメントツールも共通様式とすることも検討されたい。  また、立場の違いからアセスメントに差が生じるとされており、主として妊婦を受容し支援する保健機関が関係機関と連携した支援が必要と判断しなくても、福祉機関から見れば乳児の安全のために支援が必要と判断されることもあるかもしれない。現状、保健機関が児童福祉部門等と連携した支援が必要と判断しなければ、児童福祉部門等に情報提供はなされないが、保健機関が要支援と判断する妊婦等については全て福祉部門とも情報共有する、あるいは協議することをルールづけることも検討されたい。  なお、現状、特定妊婦の早期把握の手段の１つである妊娠届出時の面談の有無やアンケートの内容、その後の支援方法も市町村によってばらつきがある。また、前記のとおり要保護児童対策地域協議会の特定妊婦管理台帳に登載する基準として、「別冊ガイドライン」を使用しているのは26市町村であり、より詳細かつ厳しい独自基準を設けている団体もあれば、独自基準もなく「別冊ガイドライン」にも基づいていない団体もある状況である。従って、新しいガイドラインを統一的に運用することは容易ではないと推測される。  痛ましい死亡（重症）事案を１件も発生させないために新たなガイドラインが策定されるのであるから、平成28年度から新しいガイドラインを運用する際には、例示された様式を含め府のガイドラインの水準を満たすことが求められ、独自基準が採用される場合には、ガイドラインの内容は充足しているものであることを大阪府が確認しておくべきである。また、支援件数が少なく適切な能力を持つ人材が配置されていない等の市町村に対しては、大阪府のガイドラインどおり運用するよう依頼し、別途ケーススタディを行う等、内容の理解を深め、適切な運用ができるよう支援を強化されたい。 | ○「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の府内市町村の統一的かつ積極的な活用に向けた取組みは以下のとおり。  【Ｈ27年度の取組】  ・Ｈ28年１月に策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の周知研修を市町村、府内関係機関職員向けに２回実施（Ｈ27年２月、３月。受講計者396人）  ・医療関係者が活用しやすいように「妊娠期からの子育て支援のための医療機関と保健・福祉機関連携」（冊子）として再編集し、医療機関向け研修会（２月 受講者112人）を実施  ・上記冊子は産婦人科医及び小児科医に医会を通じて配布し周知  【Ｈ28年度の計画】  ・「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の運用状況の検証を実施。  ・母子保健主管課長・児童福祉主管課長会議において、ガイドラインのアセスメントシート演習（事例を通じた）の実施  ・大阪府助産師会主催の産後ケアエキスパート助産師認定講習会で周知（平成28年７月・10月）  ・産婦人科医会と連携し、産婦人科医、助産師等医療機関専門職に周知研修を開催予定  ○ガイドラインの運用については、半年を試行した平成28年９月以降、アンケート調査や聞き取り調査等による検証を行い、運用状況を確認し課題を抽出し、課題に対する支援方法を検討する。 | 措置 |
| (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）　（市町村事業）  【健康医療部】 | 大阪府は、乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）において、ケース対応会議の開催状況等について把握するとともに、訪問者への研修を一層支援すべきである。（意見番号５）  乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育相談等を行う広く一般を対象とした子育て支援事業であるが、養育支援訪問等適切なサービスにつなげることで児童虐待の発生を予防する効果も期待されている。市町村事業ではあるが、社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、大阪府は指導監督する立場にあり、実施要綱を定めて各市町村から実施状況の報告を受け、適切に事業が運営されているかどうかを調査確認しているとのことである。実際、厚生労働省の乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインに準拠しているかどうか等を報告書類により確認されていた。  しかし、具体的に訪問者から市町村乳児家庭全戸訪問所管課にどのような報告がなされ、必要な場合にケース対応会議が開催され、支援の要否が適切に判断される仕組みとなっているか、その仕組みが機能して、必要な支援が漏れなく行われているかを把握、検証しているわけではない。平成26年度は、支援が必要と判断された割合は高まっており支援件数も増加しているが、増加要因も分析されておらず、支援件数が増加しても適切に支援できているかも確認されていない。問題が生じる前に問題が発生しないように指導することも大阪府の役割といえ、定期的に各市町村が乳児家庭全戸訪問事業をどのように運営しているか（訪問者からの報告内容、ケース対応会議の対象とする基準や支援方法等）を把握し、課題がある場合には、指導支援されたい。  また、上記のとおり市町村の乳児家庭全戸訪問における訪問者は、保健師のほか、助産師、看護師、保育士、児童委員、子育て経験者等幅広く、人の異動も多いため、経歴及び能力もまちまちと考えられる。大阪府は、市町村から提出される実施状況報告書等の報告書類で、各市町村が訪問者にどのような研修を実施しているかは把握されているとの説明を受けたが、大阪府や市町村も定期的に研修を行っている保健師ですら、人事異動や経験の浅さから全員が同じ視点を共有するのが困難な状況である。適切な支援につなげるには訪問時点で支援が必要な可能性のある家庭を漏れなく察知することが大前提である。社会福祉法における第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、この事業を担う職員に対しては都道府県に訓練の義務がある（社会福祉法第21条）ともいえ、大阪府においても、保健所が主催する研修の活用等、研修機会の提供や講師の派遣を行う等、訪問者の能力の向上を一層支援すべきであると考える。 | ○乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）における府の役割は、実施要綱等に基づき適切に実施されるよう市町村等に周知徹底することと、事業の運営上の観点から問題がある場合等には、必要に応じて立ち入り調査を行う等、広域自治体としての使命を果たすべく取り組んでいるところである。  ・社会福祉法第70条に基づく２年に１回の実施状況の届出（乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に係る届出実施要綱にも明記）の際に、乳児家庭全戸訪問事業の実施計画書及び乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン適合状況自己チェック票の項目を修正し、ケース検討会議の対象及び基準、支援方法等を把握し、必要に応じて指導する。  ・府の役割として、乳児家庭全戸訪問担当者向けに、適切な運営ができるよう研修会を開催し、運営上の課題の対応や、訪問者への研修会の状況等好事例についても反映する。  【Ｈ28年度計画】  ・乳児家庭全戸訪問事業の担当者向けの研修を実施 | 経過報告 |
| 【健康医療部】 | 大阪府は、乳児家庭全戸訪問事業については、市町村における対象事業の実支出額の内容も調査し、事業実施の適切性に加え、大阪府の補助金額の適正性を検証されたい。（意見番号６）  乳児家庭全戸訪問事業は、市町村における対象事業の実支出額（国庫補助基準額が上限）の３分の１を大阪府が負担するものである。大阪府は、大阪府が定めた届出等実施要鋼にある報告書類を入手し事業運営の状況を調査しているが、この報告書類では、実績報告に対象事業の実支出額の記載がなく、実支出額の内容は把握されていない。  また、国の補助金交付要綱で求められる精算報告では、対象事業の実支出額及び国庫補助基準額、及びその算定基礎情報はあるが、対象経費の実支出額の内訳や算出根拠はない。  実支出額が国庫補助基準額を上回ることが明らかな事業であれば、補助金の支出要件と国庫補助基準額のみ確認すれば足るかもしれないが、吹田市のように国庫補助基準額（981万円）より実支出額（33万円）が大幅に下回る市町村もある。このような状況で、実支出額の内訳も確認せずに、実支出額及び大阪府が負担する補助金額が適正であると判断できるとは考えにくい。また、あまりに事業費が少ない場合には、適切に事業がなされたかにも留意すべきであろう。国の補助金交付要綱では、所定の報告書類でわかる範囲でのみで適正かを審査すれば足るかもしれないが、当該事業は社会福祉法における第２種社会福祉事業でもあり、大阪府の届出要綱に基づく報告書類に、内訳費目別の予算・実支出額の対比表を加え、予実差または国庫補助基準額との差が大きい場合には、内容を確認する等、大阪府が負担する金額の適正性を検証すべきである。 | ○乳児家庭全戸訪問事業における事業実施の適切性や当該補助金の適正性の検証については、以下のとおり。  ・市町村に対しては、国要綱である「子ども・子育て支援交付金交付要綱に定められた様式により、「対象経費の支出額（実支出額）」を求めている。  ・対象経費の内訳については、各市町村から提出される「歳入歳出決算書（予算書）」において把握している。  【参考：本府における同交付金の事務手続き体制について】  ・子ども・子育て支援交付金の対象は13事業と多岐にわたるため、各担当部署において実施状況を確認・審査を行うとともに、国宛てに申請書類の提出や府費分の交付決定等を行う際には、取りまとめ部署においても内容チェックを行っているところである。  ○なお、指摘のあった「予算実差または国庫補助基準額との差が大きい場合には、内容を確認する等、大阪府が負担する金額の適正性を検証すべき」については、吹田市の事例の場合は以下のとおり。  〔吹田市の事例について〕  ①主たる目的は「地域の子育て支援に関する情報提供等により、子育ての孤立化を防ぐこと」であり、訪問者を「民生・児童委員等」としている。このため、当該経費は民生・児童委員等が関わっている消耗需要費のみを計上  ②上記①の理由から、家庭訪問対象者数を「出生数」としており、本来、保健、福祉機関が支援している等、乳児家庭全戸訪問ガイドライン上、家庭訪問対象者としなくてもよい家庭も対象数として計上しており、訪問数が６～７割となっている。  ③児童虐待発生予防の観点では、未訪問者も含め、保健センターによる「新生児家庭訪問」、「すくすく赤ちゃん相談」、「４か月健診」、「４か月健診未受診フォロー訪問」等で全体像をほぼ把握できているものと判断  ○上記のことから、国庫補助基準額と実支出額に差があったとしても、事業内容及び経費積算の確認を実施し、合理的理由があると認められる場合は適正と判断しており、問題ないものと考える。  ○ただし、補助金を支出する際の根拠となる「訪問対象家庭数」と「訪問家庭実数」との間に大きな差異が生じている場合、当該事業の実効性が確保されているかどうか疑義を生じるため、そのような市町村に対して実地検査を実施するなどして精査し、府が負担する金額の適正性を担保していきたいと考えている。 | 経過報告 |
| (8) 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携  【健康医療部】 | 大阪府は、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携について、都道府県の役割を一層果たすべく取組を進められたい。（意見番号７）  医療機関から保健機関への情報提供のシステムは、大阪府も市町村も医療機関の理解が進むよう、研修や情報提供及び協力依頼に取組んでおり、情報提供件数も増加傾向にあり、ある程度機能していると考えられる。しかし、上記のとおり、専門家や市町村及び専門職員の認識では、未だ医療機関からの情報提供がない場合もあり、医療機関と行政でリスクアセスメントが異なる等、現状の連携体制に課題があることも窺える。  上記のとおり、厚生労働省通知で「地域における妊娠・出産・育児期の保健・医療・福祉の連携体制について状況を把握するとともに、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進する」ことは都道府県の役割とされており、市町村と役割分担して地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、連携体制を構築できるよう支援することも求められている。これらの役割を一層果たすべく、大阪府が主導で医療機関への周知・協力依頼を行って情報共有を進めるとともに、共有のツールの作成やケース会議等に医師も参加いただく等、共同してリスクアセスメントする機会を設ける等、連携しやすい関係の構築や共通のリスク認識を持てる仕組みづくりが必要である。  大阪府では、高度専門５病院が小児在宅医療移行支援体制の整備に取組み、縦割りでそれぞれの使命を果たしてきた医療機関と保健所、療育機関等が連携して小児在宅医療移行を進めるスキームが構築され、平成27年３月に報告されている。この報告書の中では、「大阪はもともとＮＭＣＳ（新生児診療相互援助システム）があり、多機関の連携の基盤が整っている。大阪が作ろうとしている小児在宅医療に関する多施設多職種連携の形は全国からも注目されている。」とあり、全国から注目される先駆的取組が進められているところである。また、大阪府立母子保健総合センターや大阪府立精神医療センターの協力・連携のほか、大阪産婦人科医会等の協力もある。  しかし、そのような中でも、児童虐待が増加し続けており、保健と医療の一層の連携により虐待の発生そのものを予防することは、重要課題と言える。国の動向を確認しつつ、健康医療部と福祉部で検討中との「児童虐待防止医療ネットワーク事業」も推進する等、一層連携を深める取組をされたい。 | ○児童虐待の発生を未然に防ぐため、妊娠から育児期にわたる切れ目のない支援については、日頃から福祉部とも連携を図りながら進めているところである。  【Ｈ27年度の取組】  ○医療・保健・福祉関係者共通で使用するツールとして「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」（以下ガイドライン）を策定（Ｈ28年１月）  ・「支援を要する妊婦」の言葉の定義  ・アセスメントシート（妊娠期）の作成、リスク項目と要養育支援者情報提供票（妊婦版）のアセスメント項目の統一、各機関の支援方法の整理等を図った。  ・要養育支援者情報提供票については、情報提供の運用状況を整理し要養育支援者情報提供票要項を作成し、Ｈ28年度より運用  【Ｈ28年度計画】  ・ガイドライン周知の研修に併せて要養育支援者情報提供票等を周知  ・ガイドライン運用状況の検証の際に、要養育支援者情報提供票の活用状況も確認する。 | 措置 |
| 第３款　大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について | | | |
| 第２．子ども家庭センター職員の勤務負荷改善の必要性 | | | |
| ４．指摘  【福祉部】 | 大阪府は、子ども家庭センターの職員に対する労働時間管理が徹底されるよう、現状の労働時間管理の体制について、速やかに是正されたい。（指摘事項番号１）  (1)　前述のとおり、出勤簿と時間外勤務実績報告の客観的記録上、出退勤時刻と始業終業時刻との間にかい離が認められるケースが多々認められた。  出勤簿と時間外勤務実績報告に認められるかい離の中には、数時間のかい離が認められるケースもあり、また、連日30分から40分程度の終業時刻（実績報告）と退勤時刻（ＯＴＲの打刻）とのかい離が認められるケースもあることから、時間外勤務の過少申告がなされてしまっているとの疑念を払拭しきれない。  この点、平成13年４月６日付基発339号別添「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」においては、「自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置」として、「自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること」等が求められている。  しかしながら、子ども家庭センターにおいては、時間外勤務については正確に申告するようにとの一般的な指導が管理者からなされているものの、調査で認められたかい離について具体的に指摘の上指導がなされているわけではなく、定期的に（例えば１カ月に１回等の頻度で）出勤簿と実績報告とを照らし合わせる作業等も実施されてない。  したがって、子ども家庭センターにおける現状の労働時間管理は不十分であると言わざるを得ず、定期的に勤務記録を確認し、出勤簿と時間外勤務実績報告にかい離が認められた場合には就業実態を確認の上直ちに是正する等の管理体制づくりをする必要がある。  (2)　また、時間外勤務命令の発令に関しても、退勤時刻や時間外勤務の実績申告が午後11時以降になっている等、連日午後11時以降までの勤務が継続している（すなわち、午後11時以降までの勤務が必要な業務が生じていると推測される）にもかかわらず、時間外勤務命令が午後９時までしか発令されていないというケースが散見された。  時間外勤務命令は、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」に発令するものとされており（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第６条）、午後11時以降まで勤務する必要が生じている（あるいは生じ得る）ことが明確なのであれば、午後９時頃までの時間外勤務命令を発令すべき理由はない。  当該職員の時間外勤務を管理する立場においては、当該職員が申請する労働時間数が真に当該業務遂行に必要十分な労働時間数であるのか、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」なのか吟味の上、的確に把握・管理する（実態に則した時間外勤務命令を発する）よう努めなければならない。  (3)　さらに、大阪府においては１年間に360時間という時間外労働時間数の制限を設けているにもかかわらず、子ども家庭センター虐待対応課においては、当該制限を大きく超過して時間外労働が生じている者が散見されるところである。  当該「１年間360時間」の基準については、設定されているものの、順守されなかった場合の具体的な手続や措置までは講じられていないとのことである。  したがって、現状、当該基準の実効性が制度的に担保されていないものと言わざるを得ない。  子ども家庭センターへのヒアリングによれば、勤務負荷が顕著な職員について定期的に面談する仕組み等は設けられていない（日々の業務の中で監督する体制にしている）とのことだが、１年間360時間という基準が設けられている以上、例えば一定時間数の時間外勤務が生じたときには必ず所長等による面談を設けて当該職員の勤務負荷について検証することを義務付けるなど、制度として時間外勤務時間数の縮減に努める体制の構築も検討する必要がある。  (4)　加えて、子ども家庭センターの職員においては、１カ月以上の連続勤務を行っていた者もおり、そこまでいかなくとも、４週を通じて４日以上の休日付与がなされていないケースも複数あった。  休日については、条例上、少なくとも４週を通じ４日以上の付与が求められており、かかる連続勤務は職員の勤務に関する条例に違反しているので、直ちに是正の上、防止策を講じられたい。 | 下記のとおり是正措置を行い労働時間管理の適正化に努めることについて、平成28年２月23日開催の子ども家庭センター所長会議において申し合わせた。  １．出勤簿上の出退勤時間と時間外勤務時間実績報告時間のかい離防止について  ・各課長等は少なくとも週に一回程度定期的に課員全員の出勤簿確認を行い、週休日出勤又は早朝出勤や午後10時を超える退勤の有無などを確認するとともに、時間外勤務実績報告承認時にはその日の出勤時刻や退勤時刻とのかい離がないか確認を行う。  ２．実態に即した時間外勤務命令の徹底について  ・各課長等は時間外勤務命令を行う際には、その業務内容を確認し、業務実態に即した開始時間及び終了時間を命令する。  ３．時間外勤務時間数が月に60時間を超えた者に対して、所長等の面談の実施について  ・職員の時間外勤務が月上限時間の30時間の倍である60時間を超えた場合等には、その者に対して所長等が面談を行い、健康状態や業務の進捗状況を把握するとともに、健康状態や適正な業務執行に支障があると判断した場合は、業務軽減等の必要な措置を講ずる。  ４．４週４休以上の週休日の取得の徹底について  ・各課長等は定期的に課員全員の出勤簿確認を行い、週休日出勤の状況を把握し、課員が確実に４週に４休以上の週休日が取得できるよう、職員に対して注意喚起するとともに、必要と判断した場合には業務軽減等の措置を講ずる。  以上のように申し合わせ、各子ども家庭センターにおいて実施している。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、人員の抜本的な増員や職員配置の再構築など、子ども家庭センター虐待対応課職員の勤務負荷軽減措置について、可及的速やかに実行すべきである。  併せて、業務のＩＴ化や民間活用、市町村との業務の役割分担（重篤事案に子ども家庭センターが集中し、必ずしも重篤とは言えない事案について、市町村の児童福祉部門が担当するという役割分担）等による、子ども家庭センターの業務遂行自体の合理化を検討し、推進されたい。（指摘事項番号２）  (1)　現在、人員増員に当たっては、増員時点の各子ども家庭センターにおける状況（通告件数、虐待相談件数、職員の勤務時間数等）を斟酌して、優先的に人員を増員すべき子ども家庭センターに職員を配置しているとのことである。  現に、虐待対応課の職員数についても平成20年度から平成27年度にかけて合計35名（児童福祉司32名、児童心理司３名）、定員を増員している。  それでも、児童虐待相談対応件数が顕著な増加傾向にある上（大阪府（政令指定都市である大阪市と堺市を除く。）は平成20年度に2955件だったが、平成25年度には6509件になっている）、子ども家庭センターの虐待対応課職員について、１年間360時間という時間外勤務時間数の制限を超過する者が多数存在し、その中には公務災害水準（労働者災害補償の認定水準）の長時間労働が生じている状態（大阪府の安全配慮義務違反・健康配慮義務違反が問われかねない長時間労働）にある者もいることに鑑みても、依然として必要十分な人員が確保されているものとはいえない。  当該職員の健康への配慮という観点でも、また、疲労の蓄積による職務遂行効率の低下を回避するという観点でも、子ども家庭センターの虐待対応課職員の勤務負荷を軽減する措置を可及的速やかに実施しなければならない。  ①月１回の定時退庁の推進、②出張からの直帰の推奨、③子ども家庭センター内での課長会における情報発信等の子ども家庭センター内における勤務負荷軽減のための取組について限界があることは前述のとおりであるから、現時点でできる措置としては、指摘1で述べたような労働時間管理を徹底する体制を構築して時間外労働の縮減に一層努めると共に、職員配置の再構築や人員の抜本的な増員による職員の勤務負荷の軽減を引き続き推進しなければならないものと思料する。  なお、児童虐待の通告件数が増大していることに鑑みれば、基本的に個別のケースを主体的に抱える地域担当の虐待対応課職員について増員が必要であるといえるが、スーパーバイズ（指導等）を行う職員にも負担が集中する現状に鑑みれば、このような職員についても増員の需要があることに留意する必要がある。  また、定数につき、児童福祉法施行令が人口を基準としており虐待相談対応件数とは相関しないことも、必要な人員配置の障壁となっているものと考えられ、この点については、大阪府として国に対する基準の見直し等も引き続き提言していく必要があるものと考えられる。  (2)　もっとも、財源にも制限があり際限なく人員を増員できるわけではないから、中長期的には、子ども家庭センターの体制整備について、人員の増員のみならず、現状の業務遂行手法の抜本的な見直し（ＩＴ化の推進や民間活用、児童虐待対応における広域自治体と基礎自治体との連携（役割分担・棲み分け）等）を含めた対応が必要になるものと考えられる。  ところが、このような業務遂行の合理化に向けた財源等は、現状、特に措置されているわけではない。  大阪府において、現状、虐待防止施策にどの程度の財源が充てられているのか（虐待防止施策に充てられている財源が、大阪府全体の支出のうち、どの程度を占めるのか）不分明であることは【意見１】で述べたとおりであるが、虐待防止施策が住民福祉にかなう水準を維持できるようにするという観点（地方自治法第２条第14項）からも、虐待防止施策遂行の合理性という観点（地方自治法第２条第14項、第15項）からも、大阪府の財政に占める虐待防止施策の現状を把握できる仕組みを構築するとともに（前掲【意見１】）、中長期的な視点に基づく子ども家庭センターの体制強化（ＩＴ化や民間活用、市町村との役割分担等）についても、必要十分な財源が充てられているのか否か検証の上、業務遂行の合理化に努められたい。 | 増加する虐待事案に適切に対応するため、これまでも増員等による体制強化を図ってきたが、平成28年度においては以下の取組を実施し、業務効率化と職員の勤務負担軽減を図っている。  ①子ども家庭センターに、インテーク担当ワーカー10名及びインテーク担当心理職５名を増員配置し、初期アセスメントを強化する相談体制に再構築した。  ・増加する虐待相談について適切に調査・初期対応ができるようインテーク担当を配置。  ・虐待以外の相談（非行相談等）に潜在している虐待リスクを早期発見し未然防止。  ・初期の心理アセスメントにより、心理的虐待の重篤化を防止。  ②虐待対応における軽度事案の安全確認業務の一部を民間委託。  ・専門性のある民間団体との連携（委託）により、センターのマンパワーを重篤事案に集中・特化。  ・虐待通告事案の約６割を占める軽度事案について、中央子ども家庭センターにおける試行実施により、課題を整理するとともに、委託センターや対象事案を拡大していく。  ③更なる業務の効率化に向けた取組の検討  「子ども家庭センター業務効率化ワーキングチーム」を立ち上げ、以下の点を進める。  ・全ての相談種別における受付から対応までの事務手続の見直し  ・ＩＣＴ（情報通信技術）活用により効率化できる業務の精査  　タブレットの導入や「児童相談ＩＴナビシステム」の改修による業務効率化を行う。  など | 経過報告 |
| 第３．子ども家庭センターへの警察官ＯＢの配置について | | | |
| 【福祉部】  【公安委員会】 | 大阪府は、子ども家庭センターでの警察官ＯＢの採用について、子ども家庭センターにおいて求められる警察官ＯＢの経歴や資質、どのような勤務条件、勤務内容が望ましいのかといったことについて精査すると共に、他方で、大阪府警においても供給側として、子ども家庭センターに勤務するにふさわしい警察官ＯＢが採用されるように、求められる経歴や資質、更には子ども家庭センターで勤務を希望する警察官ＯＢの確保に向けて、ＯＢが希望する勤務条件等について精査し、両者で警察官ＯＢの採用について協議し、相互の理解を深め、ＯＢの配置をより進められたい。（意見番号13）  児童虐待事案が増加する中、繰り返し、関係機関相互の連携が求められている。子ども家庭センターと大阪府警との間でも同様の対応が求められている。親が子どもを虐待している事案、親が子どもとの面会や引渡しを拒否している事案、さらには夜間訪問等にあっては、子ども家庭センターの職員だけでの対応が難しい事案もみられ、大阪府警との連携体制を整えることは不可欠である。もっとも、子どもの保護等の確認のために警察官が制服で現場に赴くことは近隣との関係等から必ずしも望ましいとは限らない事案も存している。特に虐待の疑いがあるが虐待行為の認定が難しいような事案にあっては注意が求められる。このような場合、現場対応について十分な経験を経ている警察官ＯＢが私服で子ども家庭センターの職員と帯同し現場に赴くことは、両者の良い点を共に活用することができることとして、より効果的な対応ができるのではないかと考えられる。夜間訪問等に際しても、子ども家庭センターの職員に女性が多いこともあって、警察官OB の活用は今後も望まれる。  平成24年４月12日付の警察庁生活安全局長らからの各道府県警察本部長等宛の「児童虐待への対応における取組の強化について」と題する通達においても、関係機関との緊密な連携を保つことを求めている。中でも児童虐待対策の中核である児童相談所(子ども家庭センター)との連携強化を求めているところであるが、児童相談所の相談対応の増加や警察からの通告増加に伴い情報交換が円滑になされるか懸念されており、一層の情報交換･情報共有等、緊密な連携強化を求めている。その手段のひとつとして、児童相談所への警察官ＯＢの配置等人事交流は警察実務の経験が生かされると共に、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との相互理解や円滑な連携を促進するための有効な方策の一つとされている。  ただ、現状は各子ども家庭センターに非常勤としての警察OBが各１名採用されているだけであり、その経歴も生活安全課少年係の経験者は特に認められないとされ、さらに警察官ＯＢの採用に際しては、競合する他の再就職先が多い中で、子ども家庭センターはあくまで就職をお願いする立場であり、特に子ども家庭センターと大阪府警との間で採用に向けた協議はなされていないとされている。  しかし、児童虐待対応の一施策として警察官ＯＢの採用があげられ、一定の効果があると考えて予算化している以上は、警察官ＯＢの経験を一層活用し、大阪府警と子ども家庭センターとの連携を一層図るために、警察官ＯＢの採用条件・勤務内容は今のままでいいのか、どのような警察官ＯＢの採用が望ましいのか等について、子ども家庭センター、大阪府警において精査すると共に、両者で協議の上、より相応しい警察官ＯＢの採用について検討されたい。 | 子ども家庭センターとしては、子どもと職員の安全確保のため警察官の経験を生かしていただくことに加え、生活安全業務の経験・見識を持つ警察官ＯＢが望ましいと考えている。平成29年度については、子ども家庭センターの警察官ＯＢを増員し、経歴については生活安全課経験があることが望ましいとして募集を行うこととした。 | 措置 |
| 第４．専門家の活用 | | | |
| ５．意見  【福祉部】 | 大阪府は、財源の適切な分配という観点、及び児童虐待等危機介入援助チームの活動の継続的発展という観点から、同チームの活動状況に見合った費用の支払いのため、予算額の増額も含めて検討すべきである。（意見番号14）  これまで述べたように、児童虐待など危機介入援助チームの活動は、相談、法的対応ともに非常に有効に機能していると評価でき、今後とも継続性をもってより発展していくよう運用を進めていくことが望ましい。この点、上記４のとおり、全国の児童相談所では弁護士を常勤職員として採用する例も出てきており、一つの手法として検討に値するが、現在の大阪府内の児童虐待件数の増加傾向や、６つの子ども家庭センターが広域に分散して存在する状況などに鑑みると、児童虐待対応に経験豊富な弁護士が、各子ども家庭センター２名ずつ顧問弁護士のような形で担当し、必要に応じて相談や法的対応にあたる現在の児童虐待等危機介入援助チームは今後も有効に機能し続けると思われる。  ただ、例えば、平成26年度で見ると、活動実績1880回（弁護士1782件、医師98件）に対し897万7000円の支出、とのことであり、これには相談のみならず児童福祉法28条請求などの法的対応の費用も全て含まれており、通常、法的対応を委任する場合に支払う着手金はない、とのことである。平成26年度の法的対応件数は、28条請求45件（内承認36件）、親権停止請求３件、後見人選任請求14件とこれだけでも60件にのぼる。また、監査人らは危機介入チームが活動を行った際に提出する報告書（運営要綱第５条）をまとめたものを１年分閲覧したが、困難な事情を抱えた事案が非常に多く、同種事案の取扱経験が豊富で専門的知見を有する弁護士でなければ適切な対応が難しいことが容易に推測できる案件ばかりであった。  この点、前記のとおり、担当課は危機介入援助チームの活動の必要性を認識し、毎年度実績や予測に見合った増額要求を行っている、とのことであるが、それでも法的対応件数を含めた活動実績が多数にのぼり、しかも事案内容が困難で高い専門性が求められることからすると、依然として現在の報酬体系は弁護士のボランティア精神に過度に依存したものと評価せざるを得ないであろう。  現在、厚生労働省の社会保障審議会（新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会）では児童福祉法改正の方向性を出そうとしているが、そこでは「子ども家庭福祉への司法的関与の整備」の必要性が挙げられており、適切な司法関与が行われるために、子ども家庭福祉に関与する者と司法、双方の専門性を高める必要がある、とされている。そのためには、子ども家庭センターの職員自体の専門性を高めることは勿論であるが、外部から子ども家庭センターの活動を支える弁護士の役割もますます高まっていくこととなろう。  もちろん過度に多額な支出は問題であるが、他の自治体では児童虐待に関する法的対応に一定の着手金を支払うこととしているところもある。これからも多くの新しい弁護士が児童虐待問題に関心を持ち、関与し続けることができる環境を保つことは、ひいては子ども家庭センターが適切な司法関与を行うことができる基盤整備とも言え、そのためには、一定、報酬面でも配慮する必要がある。したがって、財源の適切な分配という観点からも、少なくとも法的対応を委任する場合には一定の着手金を支払う等、予算額の増額も含めて検討すべきである。 | 子ども家庭センターの虐待対応を適切に進めるためには、児童虐待等危機介入援助チームの活動が重要であることから、毎年度実績や予測に見合った予算要求を行っており、平成28年度についても予算の増額が認められた。  平成28年、児童福祉法が改正され、児童相談所への弁護士配置についても検討がなされる中、法的対応についての国庫補助金も増額されている。  弁護士と子ども家庭センターの連携を強化するため、平成29年度についても必要な予算について検討しているところ。 | 措置 |
| 第５．要保護児童対策地域協議会 | | | |
| ７．意見  【福祉部】 | 大阪府は、平成27年度において、市町村要保護児童対策地域協議会運営のガイドライン策定作業を行っているが、過去の死亡事案等検証結果報告書での具体的提言も踏まえ、個別ケース検討会議の開催判断、台帳登録の意思決定の判断、進行管理台帳におけるプライオリティーの付け方、状況の変化に応じた見直しをするなど進行管理の徹底、リスクマネジメント機関を位置づけるなど各関係機関の役割の明確化などを織り込んだガイドラインとなるよう努めるべきである。また、ガイドラインについてはその後の各自治体での運用状況や意見を踏まえ改善を継続的に行っていくべきである。（意見番号15）  大阪府は平成27年度中の実施に向けて要保護児童対策地域協議会運営のガイドラインの策定作業を行っているが、その際には、過去の死亡事案等検証結果報告書の具体的提言も踏まえ、上記記載の内容を含むガイドラインとなるよう努めるべきである。また、市町村によって、その規模や職員構成、児童虐待事案の多寡など事情は異なるので、ガイドラインを一旦策定した後も、各市町村での運用状況や意見を定期的に調査するなどして、改善を継続的に行っていくべきである。 | 平成28年１月に策定した大阪府「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」では、死亡事案等検証結果報告書や市町村アンケート、ヒアリング結果、市の職員も参画いただいたガイドライン策定ワーキングでの検討経過等をふまえ、要保護児童対策地域協議会の運営に関し、支援のフローを示し、それぞれの段階で取り組むべき事項を具体的に示している。  例えば、リスクマネジメント機関を位置付けるなど役割分担を明確にし、状況変化に応じた見直しをするなどの進行管理の徹底について示している。  平成28年度は、ガイドラインの運用状況に関し、市町村ヒアリング及び市町村アンケートを実施している。これらの結果をふまえて、必要なガイドラインの改訂を今年度内に行う予定。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、各市町村から、各市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に掲載された案件のデータの提供を受け、そのデータ分析を踏まえ、各市町村の要保護児童対策地域協議会事務局の実情に応じた後方支援をより一層行うと共に、各市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局の人材育成により一層取り組むべきである。（意見番号16）  前記の大阪府の調査結果によっても、各市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局は、経験の必ずしも豊富でない少数の職員が、多数の児童虐待事案を担当せざるを得ない状況にあることが明らかにされている。  この点、児童福祉法では、都道府県は、市町村が児童福祉法第10条1項各号の業務（①児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること、②児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと、③児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと）を実施するに当たって、市町村間相互の連携調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行う業務を行わなければならず（同法第11条第１項第１号）、必要があれば市町村に対して助言を行うことができるとされている（同法第11条第２項）。また大阪府子どもを虐待から守る条例においても、大阪府は、市町村の子どもを虐待から守る施策を支援する責務を負っており（同条例第４条第５項）、より具体的には、市町村が行う子育てに関する情報提供や相談業務に関して専門的な知識及び技術の提供を行うこと（同条例第11条第３項）、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うこと（同条例第12条）、子どもの安全確保のため必要があると認めるときには市町村と子どもや家庭に関わる情報を共有し活用すること（同条例第13条）、市町村等の人材育成を図るため専門的知識及び技術に関する研修等を実施すること（同条例第20条第１項）、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため必要な支援を行うこと（同条例第21条）などが定められている。  このように、大阪府は、大阪府全体の児童虐待防止のための施策を立案し、市町村に対して情報を提供していくべき立場にある。もちろん大阪府はこれまでも要保護児童対策地域協議会の事務局の実情に応じた後方支援や人材育成に取り組んできている。しかしながら、各要保護児童対策地域協議会で取り扱った進行管理台帳については、各子ども家庭センターがそれぞれの管内市町村から紙ベースで受取っているだけであり、大阪府全体でどのような案件が進行管理台帳に登載されているのか、その傾向はどのような点にあるのか、有効な対策はどのようなものであったのか、逆に対策が遅れたケースはどのような点に原因があったのか、など分析は一切されていない。前記のとおり、平成26年度だけでも実務者会議で新規登録された人数は、要保護児童合計3634人、要支援児童1710人、特定妊婦552人とのことであり、毎年この貴重なデータが集積できる機会を逸しているともいえる。  この点、厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の平成27年11月27日会議での報告書案（たたき台）でも、統計・データベースの整備について、「制度や施策を進めていくためには適切にデータを集める必要がある。また、そのデータが公開され、多くの研究・検討がなされて、よりよい制度・施策につなげることも必要」である、として、①地域での情報共有に役立つデータベース（保健と福祉の情報の共有を含む）の構築と、②国としての制度・施策等の向上に役立てるためのデータベースの構築（個人識別情報を含まない。）、の２つのデータベースとその連動を検討するとされている。  大阪府としても、各市町村に要保護児童対策地域協議会事務局に対して、もう一歩踏み込んだ後方支援や研修などの人材育成を行うのであれば、各市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登載された案件のデータ分析を踏まえて行うべきである。データ提供の際の個人情報保護の重要性は当然のことであるが、ＵＳＢ以外の方法により提供を受けたり、住所氏名は匿名化する等、いくらでも工夫をすることは可能であろう。 | 全市町村からデータの提供を受けることは、セキュリティを含め技術的な課題が大きく、システム改修には莫大な費用がかかると思われる。  また有効なデータ分析とするためには、正確に詳細な情報を速やかに入力する必要があるが、各市町村とも児童虐待対応や要保護児童対策地域協議会の運営に奔走している中、さらに人材を確保しなければ難しい状況（人件費の問題)。  加えて、氏名等の特定情報を削除したとしても、ある程度具体的な内容を把握しなければ、有効なデータ分析とはならないため、市町村からの個人情報の提供となり、法的な課題も大きい。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、各市町村に対して、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～」の添付資料の進行管理台帳のひな形の活用をより強く働きかけるべきである。（意見番号17）  前記のとおり、各市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の様式はバラバラであるが、基本的な記載項目は多くの点で共通していることが伺えた。この点、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～」の添付資料の進行管理台帳のひな形の記載項目は、要保護児童等への援助の方針を検討するに当たって必要な情報が網羅されている。  しかしながら、提供を受けた各要保護児童対策地域協議会の台帳の様式のなかには、このガイドライン添付の台帳の記載項目全てが盛り込まれていないものも見られた。児童虐待へ適切に対応するという観点からは、やはりガイドライン添付の台帳の記載項目が全て盛り込まれていることが望ましいであろう。  また、監査人としては、意見16で述べたように、大阪府は、各市町村から進行管理台帳に記載されたデータの提供を受け、これを分析することにより児童虐待対策の施策を立てて、市町村に情報提供を行うことが望ましいと考えている。とすれば、各市町村から提供を受ける項目は共通のものである方がより有益なデータ分析が出来ると考えられ、この意味でもガイドライン添付の台帳のひな型の活用をより強く働きかけるべきである。 | 各市町村に対しては、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」の改訂について、平成28年２月と３月の２回にわたって実務者研修を実施するとともに平成28年４月に実施した市町村児童福祉主管課長会議の議題に盛り込み、進行管理台帳等の様式の活用についても取り上げている。また、平成28年度に実施している市町村ヒアリングにおいても、各様式の使用方法について確認・意見交換するなどして、活用を働きかけている。 | 措置 |
| 第６．児童家庭支援センターの活用 | | | |
| ３．意見  【福祉部】 | 現在の児童家庭支援センターから大阪府に提出されている事業報告書は、相談の中で多数を占める電話相談が大阪府内のどの地域の住民から来ているのか報告を求めていないなど、年間委託費に見合った役割を効果的に果たしているのかどうか検証することが困難である。  大阪府は、本来、児童家庭支援センターが果たすべき役割をより明確にした上で、事業効果が検証できるよう、委託先に対して相談内容に応じてより詳細な事業報告を求めるとともに、事業内容に応じて利用者側の評価も把握できるよう工夫すべきである。  （意見番号18）  現在の児童家庭支援センターの事業実績報告書を見ると、岸和田子ども家庭センターの管内にある大阪府南部の市町村の要保護児童対策地域協議会などと連携をとり、これら市町村の求めに応じて研修なども実施していることが窺えるが、他方、相談事業が大阪府の他の地域からも来ているのか委託先に報告を求めておらず、統計上明らかではない。このため、大阪府の全域の市町村の児童相談や児童虐待対応等を、現在の児童家庭支援センターが効果的に補完できているのか否か不明と言わざるを得ない。  年間委託費は1188万円（消費税込）と他の事業に比して決して小さな金額ではなく、その費用に見合った役割を効果的に果たしているかどうかを検証するには、現在の事業実績報告書の内容は不十分であると言わざるを得ない。大阪府の説明では、相談者が大阪府内のどの地域の住民か把握していないのは、電話相談などでは相談者の住所を聞きずらいケースもあるためやむを得ないとのことであったが、全てのケースで住所を聞けないわけではないであろうし、単にそのような発想から統計を取ろうとしていないだけに過ぎないのでは、との疑問はぬぐえなかった。また、児童家庭支援センターの事業が効果的に行われているかについては、利用者側（相談をした住民、連携をとっている自治体、研修受講者など）の評価が欠かせないと思われるが、その点も十分に行われている形跡がない。  よって、まずは大阪府としては、本来、児童家庭支援センターが果たすべき役割をより明確にした上で、事業効果が検証できるよう、委託先に対して相談内容に応じてより詳細な事業報告を求めるとともに、事業内容に応じて利用者側の評価も把握できるよう工夫すべきである。 | 児童家庭支援センターにおける電話相談に関しては、相談者の安心感が損なわれない範囲で、できる限り地域を把握し、平成29年度の事業報告書に反映するよう依頼している。  児童家庭支援センターが果たすべき役割については、最寄りの岸和田子ども家庭センター及び周辺市町村と意見交換及び検討を重ねるとともに、委託先との意見交換も重ねている。事業の充実に向けて、事業報告書の様式の見直しを行い、今年度報告からは変更予定。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、意見18に記載した事業評価のための工夫を行った上で、現在の児童家庭支援センター事業が、大阪府内全域の市町村や子ども家庭センターの補完的役割を現実にどの程度果たしているのかを改めて検証し、財源の適切な分配という観点から、児童家庭支援センターの運営を現在の委託先にのみ今後も継続して委託するのが望ましいのか、それとも複数の児童家庭支援センターを設けるのが望ましいのか、委託金額は現状のままで妥当なのか等を含めて、再検討をすべきである。（意見番号19）  ア．現在の児童福祉法や児童虐待防止法では、児童虐待の通告窓口としては各市町村も位置付けられており、その役割が重要となっている。  それに伴って児童家庭支援センターの役割も、子ども家庭センターが行う市町村の児童家庭相談等を援助する役割を補完する点に重点が移行してきている。  この点、大阪府内の市町村の虐待対応担当窓口担当者の業務経験年数は、平成27年５月実施の状況調査によれば、第５款「人材育成」の224頁で後述するように、全ての合計の平均では、業務経験年数０～１年の職員割合は26％、１～３年未満が31％で、３年未満の割合が57％と６割近くとなっており、東大阪子ども家庭センター管内の３市町村の平均では０～１年の職員割合22％、１～３年未満が48％で、３年未満の割合は70％となっている。  業務経験年数５年以上の職員は全ての合計の平均では24％であるが、東大阪子ども家庭センター管内の３市町村では11％と低い数字となっている。  また、職員のうち児童福祉司の資格保有者の割合は全ての合計での平均では19％であるが、中央子ども家庭センター管内の７市町村では35％、富田林子ども家庭センター管内の９市町村では８％と、格差がある。  さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関職員との兼任割合も全ての合計での平均で71％と高くなっている。  市町村の虐待対応担当窓口担当者も比較的短期間で異動するケースも多いため、今後もこの傾向は継続する可能性が高いと言わざるを得ない。  このような点から、市町村の役割を民間の社会福祉法人等の専門的知識と経験を活用して継続的に補完する児童家庭支援センターの役割はこれまでより注目されてよい。  イ．平成27年８月28日付厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待防止策のあり方に関する専門委員会」報告書においても、児童家庭支援センターにつき、子ども・子育て支援から家庭支援まで地域で幅広く相談に応じることによって役割が不明確となっている現状を改善し、その役割を明確化しつつ、設置数の拡大と更なる機能強化が必要とされているところである。  また、他の自治体の事例としても、神奈川県横浜市が全18区での児童家庭支援センター設置を目標にして、平成27年度に新たなに公募を行う等、動き出している。  ウ．この点、前記のとおり、大阪府においては児童家庭支援センターは大阪府南部の貝塚市に１か所のみが設置されている状況であるが、大阪府の今後の方針としては、児童家庭支援センターは現状の１か所で足りており、どちらかと言えば市町村の役割をスキルアップしていくとの説明であった。  確かに、大阪府の市町村の役割を重視するとの方向性自体は理解できるが、市町村窓口担当者の業務経験年数が浅い人が多く、しかも比較的短期間で異動するという現実のなかで、それだけで十分なのか、民間の専門的知識を継続的に活用することにより、より効率的かつ有効に児童虐待防止などの施策に取り組めることができる事になるのではないか等は、より緻密に検証されるべきである。現場で市町村の対応を補完する役割も果たしている子ども家庭センターの虐待対応課の職員の時間外労働時間数を見ると、第３款の第１「子ども家庭センターの現状」（141頁）で述べたように、１人当たりの月間平均で、中央が42.3時間、岸和田が54.7時間、池田が39.2時間、吹田が75.6時間、東大阪が79.1時間、富田林が49.4時間となっている。子ども家庭センターが行う市町村の児童家庭相談等を援助する役割を、児童家庭支援センターがより適切に補完することができるようになれば、子ども家庭センターが重篤な案件により注力することが出来るようになる可能性もある。監査人は、指摘２で述べたように、子ども家庭センターについては、人員の増員を含めてより一層の機能強化が必要と考えているが、他方、人員を増やすことは将来分も含めると多くの費用を要することとなる。とすれば、財源の適切な分配という観点からも、児童家庭支援センターのように民間の社会福祉法人等専門的知識と経験を活用するコストと、子ども家庭センターの人員を増員するコストとを比較し、今後の大阪府の児童虐待対応のあり方を検討していく必要があろう。  エ．これらから考えれば、大阪府としては、まずは、児童家庭支援センターからより詳細な事業報告書を求めるとともに、利用者側の評価も把握できる仕組みを工夫した上で、現在の児童家庭支援センターが大阪府全域の市町村や子ども家庭センターの役割の補完という観点や、民間の専門的知識や経験の活用という観点から、効果的な役割を果たしているのか検証を行い、財源の適切な分配という観点からも、児童家庭支援センターの運営を現在の委託先にのみ今後も継続して委託するのが望ましいのか、それとも複数の児童家庭支援センターを設けるのか望ましいのか、委託金額は現状のままで妥当なのか等を含めて、再検討をすべきである。 | 上記同様、平成28年度において、現在の委託先及び最寄りの岸和田子ども家庭センター、周辺市町村と意見交換を重ねており、今後の児童家庭支援センター事業について再検討を進めているところである。 | 経過報告 |
| 第４款　児童虐待に関する情報の活用 | | | |
| 第２．児童相談ＩＴナビシステム（福祉部・子ども家庭センター保有情報）の管理・運用状況 | | | |
| ３．指摘・意見【福祉部】 | 大阪府は、電子化により効率化できる業務と紙媒体による保管が有効な業務を精査し、児童相談ＩＴナビシステムを活用することなどにより、業務の電子化を促進する必要がある。（意見番号20）  前述のとおり子ども家庭センターにおける児童虐待対応業務に係る資料は紙媒体が中心であり、児童相談ＩＴナビシステムの開発目的であった業務の電子化は達成されていない。  なお、中央子ども家庭センターにおいてヒアリングを行った際、児童相談ＩＴナビシステムの主な用途は児童記録の検索及び行政文書等作成であるとの見解も示されている。確かに児童相談ITナビシステムに児童情報等を登録することで自動的に番号が付され、この番号に基づき児童記録が作成されることからすると、膨大に存在する児童記録の中から特定の児童記録を検索できることは一定業務の効率化が図られているともいえる。また、児童相談ＩＴナビシステムの文書作成機能を利用することで文書作成手続きが効率化されているといえるが、当該システムの構築の目的と基本方針に掲げられている業務の電子化は主に検索及び文書作成における効率化を想定したものとは到底考えられない。  この点について児童記録には文章だけではなく図表や写真等も含まれており、これらを電子化することは業務増加の懸念があることや写真を登録できる機能がないことにより電子化が困難であるとのことである。児童相談ＩＴナビシステムの開発構想段階（児童相談業務のＩＴ化の推進－新児童相談システムの構築に向けて検討　平成17年度）でも児童記録に図表や写真が含まれていたものと考えられることからすると、当初の開発仕様の検討が不十分であったと言わざるを得ない。  なお、児童記録に含まれる図表や写真等をすべて電子化することはかえって子ども家庭センターの業務を煩雑化することにつながる可能性もあるが、アセスメント情報等を電子化することで業務全般の効率性が高まり、子ども家庭センター職員の勤務負荷（第３款　第２．（148頁）参照）が改善され、併せて時間外手当の削減につながることも期待できる。  また、詳細なアセスメント情報等各事案の具体的な情報を電子化、蓄積した上で分析することで重大事案につながる可能性の高い事案を統計的に把握し、児童虐待に係る資源配分の最適化も期待できると考えられる。もちろん全ての相談案件に対して真摯に対応する必要があるものの、子ども家庭センター職員等の対応できる業務量にも一定の限界があることを考慮すべきである。 | 業務の電子化における業務効率面については、調査・設計・開発の経過の中で、面接など実際のケース対応に要する時間と、システム入力も含めた事務処理に費やすことが可能な時間の比重を考慮し、業務効率を優先し、現在のレベルとしたものである。  　また、情報管理面並びに開発及び保守運用コスト面については、児童記録は紙媒体の方が一元管理しやすく、決裁も迅速であり、写真データ等のみならず警察からの通告書等外部からの資料も多く、全ての電子化に係る所要時間、開発及びその後の保守運用コストを考慮したものであり、電子化により効率化できる業務と紙媒体による保管が有効な業務は精査している。  　さらに、本システムにおいて検索機能を重視したのは、単に特定の児童記録を検索できる機能のみを付与したわけではなく、児童虐待通告においては、児童の氏名が不明など、児童が特定されない内容もあり、児童の特定を容易にするための機能を付与したものである。さらに、検索機能を用いて事例の抽出を行い、データベース化が可能であり、事例の分析及び統計作業に活用している。  監査意見の情報の蓄積による分析についてはコスト面及び技術面で困難であるが、効率化については、システム改修について、予算要求している。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | システムの運用に当たって、保守運用業務を一定程度外部に委託することは必要なものと考えられるが、大阪府は、委託業務については大阪府において処理する方が合理的なものがないか、将来的に大阪府で処理できるものがないか見直すことが必要である。（意見番号21）  保守運用業務の見積には国統計のＣＳＶ出力工数が14時間（10万円相当）、催告状工数が６時間（４万円相当）含まれているが、「大阪府健康福祉部児童相談ITナビシステム開発仕様書」によると厚生労働省に報告する統計資料の大半は定型化されているとのことであり、また催告状も毎年度作成されていることからすると当該業務を委託する経済的合理性は乏しいものと考えられる。  これについて福祉部に質問したところ、データ抽出を行うための画面構成が複雑、かつ改修のための予算がつかないため、大阪府担当者では作業ができないとのことである。  画面構成の改修に係るコストと毎年度のデータ抽出に係るコストとを比較し、経済的合理性を検討する必要がある。 | 本システムの保守・運用に関しては、軽微な改修に加え、共通端末のＯＳのバージョンアップ等に応じた対応、庁内ウェブページ上の展開、施設入所児童の徴収金関連業務では財務会計システムとの連携やサーバーの保守が含まれており、府が対応可能なデータ出力及び管理機能はシステム上構築されている。現在業者に委託している作業は、ＳＥによる高度な処理に限定されている。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 児童相談ITナビシステムのログインパスワードは、情報セキュリティに関する基本要綱に遵守した形で運用されるべきである。（指摘事項番号３）  児童相談ＩＴナビシステムを利用できる端末は執務室外への持ち出しが禁止されており、職員ごとに付与されているユーザＩＤは各職員の職務内容に応じて参照・利用できるメニューが制限されている。しかし、前述のとおり児童相談ＩＴナビへのログインに用いられるＩＤ及びパスワードは、いずれも他人から類推可能な情報に基づき設定されているうえ、定期的な変更は求められていない。  他人から類推可能な情報に基づくパスワードは情報の保全手段としてはあまりに脆弱と言わざるを得ない。  したがって、かかるＩＤとパスワードの設定管理については、可及的速やかに運用を見直す必要がある。  なお、福祉部からは「監査を受けて、パスワードは十分な長さで類推しにくいものに変更した。今後、定期的に変更していく。」との報告を受けており、一定の対応がなされたと考えられるが、今後パスワードの設定方針や変更の時期等について明文化することが必要である。 | 平成28年１月、児童相談ＩＴナビシステムのログインパスワードは、文字列を想像しにくいものに変更し、更にセキュリティを高めるため、パスワードの設定方法も含め、定期的に変更するルールを作り、実施している。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、管理者権限ＩＤ及びパスワードの秘匿性等について検討し、当該ＩＤ貸出のための手続や返却（使用終了）後の手続について定めることが必要である。（意見番号22）  管理者権限ＩＤは児童相談ITナビシステムの全ての機能を利用できるものであり、特に秘匿性の高いものと考えられるが、保守運用作業用の管理者権限ＩＤの貸出手続は定められておらず、また保守運用作業後にパスワードの変更を行うなどして再利用できなくするような手続も取られていない。  なお、福祉部からは保守運用作業を行うための保守作業室の入退室は職員が把握しているため、管理者権限ＩＤの不正使用の可能性は低いとの見解が示されているが、管理者権限ＩＤ及びパスワードが漏えいした場合、当該ＩＤの不正使用を防ぐ手段が保守作業室の施錠のみとなるのはセキュリティ上好ましくない。  したがって、保守運用のための管理者権限ＩＤの秘匿性を再検討し、当該ＩＤの取扱手続を定める必要がある。  なお、福祉部からは「監査を受けて、管理者権限パスワードを変更した。今後も定期的に変更する。」、また「保守運用専用の端末については、執務室内等の施錠できる場所で保管し、保守運用作業の際には保守作業室の鍵と共に貸し出すなど、セキュリティを強化した対策をとった。」との報告を受けている。 | 監査意見を受け、平成28年１月、セキュリティを高めるため、管理者権限ＩＤとパスワードを定期的に変更する措置をとった。  また、業者以外がＩＴナビシステムにつながる端末を使用することができないよう、保守運用端末を家庭支援課執務室内の施錠できる場所で保管し、保守運用作業の際には保守作業室の鍵と共に貸し出すなどの、セキュリティ対策を強化した対策をとり、その後も継続している。 | 措置 |
| 第５．児童虐待に関連する情報システムの連携について | | | |
| ４．意見  【福祉部】  【公安委員会】 | 大阪府と大阪府警は、それぞれ多額の費用をかけて構築している児童相談ＩＴナビと府民生活安全支援総合システムについて、システム上、共有が望ましい情報の有無や、システム上での情報共有が可能かどうか等について両者で検討すること、更には児童虐待対応についての関連情報を関係諸機関で広く活用する可能性についても検討されたい。また、集積された情報については検索機能として利用するだけではなく、多様な情報を基に、分析に活用することも検討されたい。（意見番号23）  (1)　前述のとおり、大阪府警に対し児童虐待に係る通報がなされた場合には府民生活安全支援総合システムに当該情報が登録され、必要な場合には子ども家庭センター等へ通告がなされる。子ども家庭センターでは通告に基づき児童相談ＩＴナビシステムに情報を登録しているが、府民生活安全支援総合システムと児童相談ＩＴナビシステムに登録されている情報は重複している項目（例　児童の氏名）もあり、登録作業が重複している。第３款第２（148頁）で指摘しているとおり、子ども家庭センター虐待対応課職員の勤務負担の軽減を図る必要があることからすると、データ連携等によって登録作業の重複を解消することも必要であると考えられる。  (2)　児童虐待を防止または早期発見し、被害の拡大を防ぐためには関係機関内での情報提供、情報共有が繰り返し求められているところであり、過去の死亡事例検証においても同様の要請が繰り返しなされている（平成24年４月12日付警察庁生活安全局少年課長等による各都道府県警察本部長等宛て通達等）。  (3)　大阪府警が作成している前記児童虐待対応携帯用小冊子をみても、児童虐待事案対応のポイント、児童虐待対応の基本として以下の事項が指摘され、関係機関との連携が繰り返し求められている。  ・児童虐待事案（疑いを含む。）を認知した場合は、関係機関と連携しつつ児童の安全を警察官が直接確認する。  ・虐待行為が認められた場合（疑いを含む。）には、確実に児童相談所に対し書面で通告する。  ・児童虐待の端緒を得た場合は、児童の安全確保を最優先とし、事件化の可否を判断した上で必要な捜査を迅速かつ適切に行なう。  ・児童相談所をはじめとする関係機関と連携を強化し、それぞれが持つ情報を共有の上、専門知識や法的権限を踏まえた重層的な対応を図る。  ・上記基本を徹底し、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応をとること。  さらに、児童虐待事案対応チェック表のチェックリストには以下の項目が掲載されている。  ・児童相談所・市区町村の取扱の有無を確認したか  ・児童の通園通学先へ調査したか  ・過去に虐待歴、育児等に関する虐待が疑われるような事案対応歴、相談歴がある緊急に児童の保護（身体付通告等）を必要とする場合の具体例  ・通告歴・保護歴・児童福祉施設入所歴・虐待の相談歴などがある。  これらの情報を確認するには、警察でこれまで受けていた情報だけでなく、児童相談所（子ども家庭センター）等で受けた情報についても確認することが、児童保護のためにより有効であることは否定できない。  (4)　児童相談所（子ども家庭センター）としても、大阪府警がもっている情報を早い段階で知ることは、適切な虐待対応として必要性を認められるところである。児童虐待関連情報については大阪府警が把握している情報や、児童相談所（子ども家庭センター）等が把握している情報を相互に共有し利用することが望まれるところである。  (5)　児童相談所（子ども家庭センター）と大阪府警は、虐待情報について、情報共有が求められているにもかかわらず、それぞれ別の情報システムを製作し、別々に運用している。現状では、それぞれ、必要な情報については別途電話や書面で照会する態様を行なっており、それで足りているとの回答がなされている。  しかし他方で、児童相談所（子ども家庭センター）においては増え続ける虐待対応のため、職員にかかる負担は増え続けており、職員の業務の省力化・効率化が求められている。しかも、両者はそれぞれ情報システムを既に作成し、運用しているのであるから、両者の情報共有化が不可能であるとは評価できない。むしろ、本来共有化すべき情報を別々に管理運用しているとすれば、費用の無駄が生じているといわざるを得ない。  電話や文書での照会による職員の事務負担の軽減を図り、職員の労働負担を下げる点についての検討が不可欠と考えられる。したがって、現在電話や文書で照会している情報はどのようなものがあるのか、両者での情報共有が望まれる情報とは何か、システム上、どのような対応をとれば共有化が図れるのか等々について検討の上、両者が管理している虐待情報についての共有化を検討されたい。  (6)　この点、大阪府警の情報を他と共有することは、セキュリティ対策や、前科情報等個人情報として他に開示できない情報が多く含まれるのではといった点から難しいのではないかとの回答もなされていた。  しかしながら、府民生活安全支援総合システムは大阪府警の保有する前科情報等とは全く別個のシステムとして組まれていること、ネットワークにつながない方法での情報共有の方法等セキュリティ対策は別途の検討の余地があるはずであること、関係機関の職員も守秘義務を課せられていること、有効な情報分析を行って傾向と対策を検討するにはできるだけ多くの情報に接することが必要であること、児童虐待情報について大阪府内で大阪府警と子ども家庭センターがそれぞれ多額の費用をかけて別々のシステムを組むことは効率的とは評価できないこと、それぞれのシステム構築費・維持費を考えれば低額とはいえないこと、子ども家庭センター職員の労働負担の軽減化を図ること、そしてなによりも児童虐待を防ぐためには情報共有が求められること、といった事情からすれば、子ども家庭センターで運用している児童相談ＩＴナビシステムと大阪府警で運用している府民生活安全支援総合システムが保有する情報を電磁的に共有することについて前向きに検討されたい。 | 大阪府警察本部と検討したところ、大阪府と大阪府警において、それぞれ情報共有できない個人情報もあることから、統一システムは困難である。  　また、現状においても必要な情報交換は行っており、また警察が取り扱った事案のうち、子ども家庭センターが把握しておくべき経過のあった家庭については、通告として受理している。  システム構築の難しさやセキュリティ及びコスト面からシステム連携は困難であると考える。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、子ども家庭センターと各市町村とが、相互に保有情報を共有できるデータベースの構築を検討すべきである。（意見番号24）  (1)　前述のとおり、平成25年度の児童虐待相談対応件数は、子ども家庭センターが6509件、子ども家庭センター管内41市町村が9191件である。  市町村が相談対応した9191件のうち1721件が子ども家庭センター経由であるなど、市町村において相談対応した案件の一定数は、子ども家庭センターにおいても重複して相談対応している。  もっとも、案件として重複していても、情報管理が別であるため、両者で情報の濃淡が生じる。  いずれにしても、市町村における相談対応件数の方が2682件多い。過去に他の関係機関に相談があったり、複数の機関にほぼ同時期に情報提供がなされている場合は、日常的な虐待が見過ごされている可能性を否定できない。  (2)　この点、大阪府の説明では、児童虐待の通告・相談があった場合、初動対応を終えた後や相談終了後に市町村に電話して情報収集するなどしており、市町村と別々に情報管理していることでの支障はないとのことであった。  しかしながら、相談終了後ではなく相談中に管内の市町村が有する情報も含めて情報検索しつつ、相談対応した方が、より的確に相談者から情報を得ることができると考えられる。  被害児童に関して十分な情報を有しないまま通告や相談を行う場合もあるのであり、少なくとも、要保護児童地域対策協議会の対象案件は、児童虐待防止との趣旨も含めて保護・支援が行われているのであって、相談対応中に速やかに確認できるシステムである方が望ましいと考える。 | 市町村と情報共有できるデータベースを構築することは、セキュリティを含め技術的な課題が大きく、システム改修にはばく大な費用がかかると思われる。  また、対応に当たっては直近の情報が必要であり、そのためには、大阪府、市町村ともに正確な詳細データを速やかに入力する必要があるが、各市町村、子ども家庭センターともに児童虐待対応等に奔走している中、更に人材を確保しなければ難しい状況。  加えて、要保護児童対策地域協議会に登録していない児童の情報共有については法的な課題が大きく、対応が困難。 | 経過報告 |
| 第５款　人材育成 | | | |
| 第２．福祉部 | | | |
| ４．意見  【福祉部】 | 大阪府は、今後、各市町村がそれぞれ独自に実施している児童虐待対応の研修内容の情報を収集した上で、大阪府内市町村の児童家庭相談担当者スキルアップ研修の企画を計画すべきである。（意見番号25）  前述のように大阪府は、毎年の研修プログラムは福祉部家庭支援課と中央子ども家庭センターが協議して企画をしているが、企画するに当たって、各市町村において独自に実施されている研修内容を具体的に把握していないとのことであった。  しかしながら、「市町村及び関係機関等における人材育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等を実施する」（大阪府子どもを虐待から守る条例第20条第１項）こととされている府には、各市町村の職員向けの研修を総合的に企画する役割が求められている。  とすれば、まずは各市町村で実施されている研修内容を全体として把握しなければ、各市町村のニーズや、足りない研修が何かを適切に把握することはできないと考えられる。  よって、大阪府は、今後、各市町村がそれぞれ独自に実施している児童虐待対応の研修内容も情報収集をした上で、市町村児童家庭相談担当職員向けの研修の企画を計画すべきである。 | 平成28年度、各市町村の実情を把握するため、市町村へのアンケートを行い、市町村のニーズや必要な研修について把握の上、市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修を更に充実させる予定。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、各市町村が独自に実施している研修を把握した上で、その情報を他市町村にも提供するなど、隣接する市町村の職員同士が合同で研修を受講する場や、情報交換する場ができるよう工夫をすべきである。（意見番号26）  市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に対するアンケート調査結果を見ると、特にＧＷ（グループワーキング）の受講者から、他市の担当者との間で情報交換をすることができたことや、自らの市では行っていない他市の取組みを知ることができ貴重であったという趣旨の意見が多く寄せられている。  その意味で、このＧＷ研修は高く評価できるが、決まった日時に、大阪市内という限定された場所で、年１回行われるＧＷ研修だけでは、参加者も限られ効果も限られたものにならざるを得ない。  ただ、同様の研修を大阪府が複数回主催して実施するのは、予算面からも効率面からも必ずしも有効とは言えないであろう。  そこで、大阪府が、各市町村が独自に実施している研修を把握した上で、その情報を他市町村にも提供するなど、隣接する市町村の職員同士が合同で研修を受講する場や、情報交換する場ができるよう工夫することが有効であると考える。  児童虐待対応は、子ども家庭センター管内市町村が、地域的に共通の悩みなどを抱えているケースも少なくないと考えられ、各子ども家庭センターから管内市町村に対してこれらの情報を発信することが有効であると考える。 | 市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修においては、グループワークを取り入れ、隣接する市町村の職員同士が情報交換をできる場を設定しており、研修内容については、所属内で共有するよう勧めている。  今後とも、市町村間の情報共有が有効に行われるよう、研修内容及びその共有方法についての工夫を継続する。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、市町村児童家庭相談担当者がスキルアップ研修をより受講し易いように、研修内容からＤＶＤ等視聴によっても同じような効果が期待できるものについてはＤＶＤ等で録画して各市町村に提供するなど、より一層、市町村職員が受講し易くなるよう、工夫を行うべきである。（意見番号27）  前記のとおり、市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修の各講座の参加市町村数は最も多い講座で31（基礎知識編の講座3、4）、最も少ない講座で20（実践応用編の講座18）である。  また、１年間、１人の受講者もいなかった自治体が１あり、24講座の延べ受講者数がひと桁台の自治体も８あるなど、受講者数が少ない自治体も少なくない。  もちろん、参加人数の少ない場合であっても、すでに過年度に本研修を受講終了した職員が多いという場合もあり得るため、一概には言えない面はある。  しかしながら、受講者アンケートにおいても、「今日の研修もかんじんの児童課は欠席でスキルアップが望めません。たぶん、人員が少なく研修にもなかなか来れないのだと思います。」（基礎知識編の講座１、２）であるとか、「午前中仕事をして来るので、できれば14：00スタートの方が助かります」（基礎知識編の講座３、４）との声も寄せられており、通常の児童家庭相談業務に忙殺される市町村職員が、１年に１回、決まった日時、場所は大阪市内でのみ開催、という制約から、受講したくともできないというケースも十分想定される。  この点、大阪府によると受講できなかった職員は、来年の研修まで待つこととなる、との説明であったが、各講座の研修プログラムや、受講者アンケート結果を見ると、新任職員などにとって非常に有益な研修プログラムであることがうかがえ、１年間待つしかないというのは問題である。そこで、日程や場所の制約から受講したくともできない市町村職員のために、研修内容をDVD録画して自治体に配布する等の工夫があってもよい。もちろん、研修内容によっては、演習方式やＧＷなどＤＶＤでの録画を視聴することでは効果が期待できない研修もあるが、例えば基礎知識編や専門知識編の講義形式の研修などであれば、ＤＶＤ録画を行いこれを視聴することによって、実際の研修会場での視聴と同様の効果が期待できると考えられる。ＤＶＤであれば、市町村職員が必要に応じて繰り返し視聴したり、市町村における職員研修のための素材としたり、また急な異動で児童家庭相談の担当となった職員の研修にも役立つであろう（もちろん実施に当たって特に外部講師の場合には、録画や市町村への配布の事前承認が必要なのは言うまでもない）。  また、公安委員会においては、警察職員向け児童虐待対応教養ＤＶＤを配布し研修を実施しているが、市町村の児童家庭相談、虐待相談についても、相談担当者が知っておくべき基本的なポイントを解説するＤＶＤは有益であろう。  よって、スキルアップ研修の講座のうちＤＶＤ録画に適したものについては研修をＤＶＤ録画して各市町村へ提供したり、また公安委員会のＤＶＤのように、ポイントとなる部分を解説するＤＶＤの提供なども検討し、より一層、市町村職員が受講し易くなるよう、工夫を行うべきである。 | 平成28年度、市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修については、研修に参加希望があったが受講できなかった職員に対しては、研修資料の後日配布や、過去の研修資料の持ち帰りなど、受講できなかった場合であっても資料を入手できるよう配慮していた。また、資料は、研修を受講していない職員にもわかりやすいよう工夫した。さらに、今年度は１年を通して出席していない市町村に対しても資料を送ることとした。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、ホームページで公表している平成20年以降に大阪府内の市町村で発生した児童虐待死亡事案等検証報告書の事案を題材にした市町村職員向け研修や、市町村への情報提供に、より一層力を入れるべきである。（意見番号28）  大阪府はホームページで平成20年以降に大阪府内の市町村で発生した児童虐待死亡事案等検証報告書（10事案）を公開し、府民や職員がいつでも報告書を見ることができるようにしている。痛ましい事件を忘れないという教訓を提示する意味でも、またこれからの児童虐待防止の施策に活かす、という意味でも、この点は評価できる。  さらに、監査人から研修などにおいてこれら10事案を題材にしているかどうか確認したところ、平成27年度は、「市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議」において平成26年度に発生した４事案の検証報告書の内容について報告したとの回答であった。  また、大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修においては、実践応用編の講座19、20において、「死亡事例等検証結果から学ぶ（子ども虐待による死亡事例等の検証結果について第10次報告）」（※国の報告書）が演習方式で取り上げられ、また大阪府内で発生した児童虐待死亡事案等検証報告書の事案を題材にした研修も取り入れている、とのことである。  これらを見ると、大阪府としても、一定、取組みを行っている、と評価はできる。ただ、実際に上記の課長会議において報告された事案が、各市町村においてどこまで周知・浸透が図られたのかは不明であるし、また講座19、20の参加者も23市町村41人と限られたものとならざるを得ない。  やはり、実際に大阪府内において近年、どのような事案が発生していたのか、その際、各市町村としてどのような対応を行っていたのか、どこに課題があったのか等を整理分析し、各市町村に情報提供を行うことは、大阪府の重要な役割であると考えられる。実際に前掲の死亡事案報告書を監査人が分析しても、アセスメントや関係機関の情報共有や連携など、同様の提言が繰り返しされていることが分かり、そのことを情報として整理し伝えること自体に意味があると考えられる。  加えて、スキルアップ研修の受講者アンケート結果でも、「死亡事例が発生した場合の対応などを知りたい。警察の事情聴取や、記録ののこし方、プレス発表や子家センとの連携方法など。実際に行った自治体の経験など聞きたい」（実践応用編の講座19，20）との回答が寄せられている。  よって、大阪府児童虐待死亡事案等検証報告書の10の事案を題材にした市町村職員向け研修や、市町村への情報提供により一層力を入れるべきである。 | 平成28年度のスキルアップ研修においても、児童虐待死亡・重症事案等検証報告書から学ぶプログラムを組み入れ、研修を行った。  また、市町村児童福祉及び母子保健担当者対象の研修等において、検証報告書の内容や検証に基づいた提言、対応のポイントについて情報提供を行っている。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、各子ども家庭センターや各市町村の現場から、①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③保護・支援、④人材等の育成という、大阪府子どもを虐待から守る条例上の各施策毎に、成功事例や、独自に行っている工夫などの情報を集約して、各子ども家庭センターや各市町村にフィードバックすべきである。（意見番号29）  死亡事案等検証報告書を使った研修や情報提供に、より一層力を入れるべき、との意見を述べたが、これと車の両輪をなすのは、各子ども家庭センターや各市町村の現場でのいわゆる成功事例や、独自の工夫に関する情報の共有である。  この点、大阪府に対してヒアリングを行ったところ、「児童虐待の分野では適切に対応ができて当たり前、という認識があり、成功事例の集約という発想があまりなかった」という趣旨の回答であった。  しかしながら、特に児童虐待対応に新たに従事することとなった職員等にとっては、例えばガイドラインなどで求められている対応の意味を、具体的に成功事例と結び付けて理解することは有意義なことであると思われる。  また、大阪府全体を考えても、各子ども家庭センターや各市町村での成功事例や独自の工夫に関する情報を集約することは、今後の児童虐待対応の施策を考えるにあたって有益な情報となろう。スキルアップ研修のGW研修についてのアンケート結果で、他市の取組みを知ることができた点をあげて高い評価を与えていた職員が相当数いたことを先に紹介したが、その他にも、「うまくいった事例ものせてもらえたら・・・」（専門知識編の講座13、14）、「症例を捉えて、具体的な対応の仕方の深まりがあると良かったと思います。（失敗例、成功例）」（専門知識編の講座13、14）という声も寄せられている。  さらに、平成26年度児童死亡事案等検証結果報告書（岸和田市事案）21頁でも、「国の『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）』においも要保護児童対策地域協議会に実効性を持たせる方法や好事例発信などが提言されている。要保護児童対策地域協議会が十分活用されるよう、地域の実情も踏まえて大阪府の要保護児童対策地域協議会ガイドラインを検討し、府内で共有することが必要」という提言が行われており、「好事例」の発信と共有化、という発想の重要性が指摘されている。このように広く情報を集めて発信することこそ、広域自治体である大阪府の役割であろう。大阪府も、市町村児童家庭相談援助指針の中では有効な取組み事例を紹介してはいるが、未だ十分とは言えない。  よって、各子ども家庭センターや各市町村の現場で、①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③保護・支援、④人材等の育成という大阪府子どもを虐待から守る条例上の各施策毎に、いわゆる成功事例や、独自に行っている工夫などの情報を集約して、各子ども家庭センターや各市町村にフィードバックすべきである。 | 大阪府子どもを虐待から守る条例の報告書では、子ども家庭センターや市町村の取組を盛り込み、各市町村の取組に生かすことができるよう工夫している。  　また、市町村児童福祉担当課長会議や市町村職員のスキルアップ研修等を実施しており、ご指摘の①から④の情報についても、適宜情報共有を図っている。加えて、平成28年１月に策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」においては、各市町村要保護児童対策地域協議会の運営等における好事例も掲載し、周知した。  子ども家庭センターでは、各センター所長、課長や担当者の会議を定期的に開催しており、成功事例や工夫など、ご指摘の①から④の情報について、適宜情報共有を図った。  　近年、虐待相談対応件数が増加の一途をたどるなど、子ども家庭センターの業務量が増大しており、前述の会議や研修に係る時間の確保が困難な状況にあることから、各センターや市町村に対してのフィードバックについては、効率的かつ効果的に実施する。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、子ども家庭センター関係市町村職員実務研修をより一層、普及するよう施策を進めるべきである。（意見番号30）  東大阪子ども家庭センターにおいて試験的に実施された市町村職員を受け入れての実務研修は今年度、他の子ども家庭センターにも広がり、11市町村の職員が研修を受講するとのことである。  受入れ研修の内容は、前記で紹介したとおり１週間の短期コースであっても、児童施設への一時保護（移送）への同行、乳児院から児童養護施設への措置変更への同行、立入調査、一時保護した児童の病院受診への同行、子ども家庭センター内でのケース会議への同席、施設入所中の児童の保護者との面接への同席、虐待通告受理後の家庭訪問への同行、泣き声や怒鳴り声がするなどの虐待通告受理後の家庭訪問への同行など、児童虐待対応の現場を多様に経験する場となっている。そして、研修終了後の受講職員の振返りでも、「児童福祉法28条申立ての場合、市町村の家庭児童相談で資料は用意することがあっても、その先がどのような手順で進んでいくか全く知らなかったので非常に参考になった」、「保護して終わりではなく、保護した後の進み方について確認できた」、「市の通告受理のプロセスでは府のようにアセスメントシートを添付していない。担当がアセスメントシートでどこに該当するかを確認し、具体的にどの項目に該当するか十分検討できていなかった」、「怪我の写真の撮り方も勉強させてもらった」など、実際に経験しなければなかなか身に付かない内容を体験し知ることが出来た点に大きな意義があることが分かる。  特に現行の児童福祉法では、市町村が児童虐待対応の相談の最初の窓口となることが想定されており、重篤な事案では速やかに子ども家庭センターと連携することが重視される仕組となっている。その場合、市町村の児童家庭相談窓口の職員の中に、実際に子ども家庭センターの現場を研修で体験した者がいることは市町村と子ども家庭センターの円滑な連携にとっても極めて有効であることは明らかである。  この点、前述のように、１週間の短期の受入市町村職員の給与や旅費は派遣元市町村の関係規程に基づいて派遣元市町村が支給することとされているが、１カ月の派遣期間の場合には市町村職員を大阪府の職員と兼務にして時間外手当や旅費を大阪府の負担としたり、派遣元市町村が代替職員を雇用する場合の人件費は、新子育て支援交付金メニューを活用することができる、とするなど、大阪府としても、各市町村の後押しをする対策を取っており、この点は評価できる。  市町村の児童家庭相談担当窓口の職員が適切な対応能力を身に付けることは、子ども家庭センターが、本来、より注力すべき重篤な虐待事案に対応時間をより多く割けるようになることに繋がる。よって、大阪府としては、より一層、この実務研修が普及するよう施策を進めるべきである。 | 子ども家庭センターにおける市町村職員受け入れ研修は、平成28年度も継続実施しており、平成28年４月・８月の市町村児童福祉主管課長会議において、本研修について、昨年度の実施状況と成果（参加者の感想等）を紹介し、研修参加を勧めている。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、市町村の人材育成に関する子ども家庭センターの関与につき、人材育成の成果が市町村における虐待対応実務へと確実にフィードバックされるよう、市町村への支援を推進されたい。（意見番号31）  児童虐待対応における広域自治体（大阪府や子ども家庭センター）と基礎自治体（市町村）との連携（役割分担・棲み分け）に関連して、人材育成の観点から、子ども家庭センターに市町村の職員を一定期間受け入れ、児童虐待対応実務を通して知見を涵養する試みがなされている。  他方で、かかる試みの効果が、市町村の人事管理（一定期間での配置転換）の都合により希釈される（育成した人材が児童虐待関連部門に留まらない）ケースもある。  例えば、前述のとおり、各市町村の児童虐待担当職員については、各センター毎の管内市町村の平均値を取ると、過半数の市町村職員において業務経験年数が３年未満であり、業務経験年数が１年未満の職員が占める割合も、２割を超えている状況にある。  このような状況に対応するため、東大阪子ども家庭センターにおいては、所管する市町村と協議の上、子ども家庭センターが協力して育成した人材につき、その後の基礎自治体における人事異動においても、市町村における児童虐待対応（相談）の現場に関与ないし助言指導できる部門へと配属してもらう努力をしているとのことである。  市町村の職員の人事管理は市町村の専権ではあるが、前述のとおり、市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に１人の受講者も派遣していない自治体も存在しているところであり、地方自治法第２条第15項（組織運営の合理化）に鑑みても、子ども家庭センターにおいて実施された市町村職員の人材育成の効果が、確実に児童虐待対応の現場に活かされるよう、上記東大阪子ども家庭センターのような試みに努められたい。 | 子ども家庭センターにおける市町村職員受入れ研修においては、翌年度以降も継続的に児童相談業務に携わることを条件としており、監査意見も踏まえ、受入れ手続を進めるに当たっては、申込み時に上記の点を直接確認している。 | 措置 |
| 【福祉部】 | 大阪府は、市町村児童家庭相談担当者向けに、児童虐待に関するポイントを簡潔にまとめたものの提供を検討すべきである。（意見番号32）  「大阪府市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～」は、改訂が重ねられ本文123頁に加えて参考資料の様式集が添付されており、大部となっている。  このガイドライン自体は市町村児童家庭相談担当者が現場で対応するに当たり非常に有益な情報が整理されており、有効かつ貴重な情報であるが、他方、大部であるため、特に初めて児童虐待対応にあたる職員にとっては全てを理解するのが難しい面があることは否めない。  この点、公安委員会（府警本部生活安全部少年課）は普段から携帯でき現場判断の資料として活用できるように児童虐待対応携帯用冊子を府内全警察署の地域課員と生活安全課員に配布している。この携帯用冊子は15頁とコンパクトであるが、①児童虐待対策の基本、②児童虐待事案対応チェック表、③児童虐待の態様別具体例、④児童虐待の早期発見の着眼点（児童の様子、保護者の様子、生活環境の様子、虐待によって怪我をしやすい部位）、⑤現場対応時の判断ポイント（生後３～20か月における健康な乳幼児の発達段階、「児童の外傷状態」と「保護者の説明」が矛盾する例、年齢別身長・体重平均値表）、⑥緊急に児童の保護を必要とする場合の具体例、⑦児童相談所担当区域連絡先一覧が簡潔に掲載されており、参考になる取組である。  また、大阪府社会福祉審議会の児童虐待事例等点検・検証専門部会の点検結果でも、市町村支援として、「市町村向けのシンプルなルールやマニュアル等により、一定の対応力を確保する必要があるのではないか」という意見が出されている。  現在、大阪府はガイドライン改訂作業を行っており、平成27年度中に完成予定と聞いているが、市町村児童家庭相談担当者向けに、児童虐待に関するポイントを簡潔にまとめたものの提供も合わせて検討すべきである。 | 市町村児童家庭相談における児童虐待対応は、相談・通告から調査・面接・継続的支援や要保護児童対策地域協議会との関係も含め、その業務は多岐、長期間にわたること、また、相談対応や面接などは勤務場所で行うことが多く、携帯用冊子が必要な場面も限定されることから、必要性については精査が必要と考えている。  なお、平成28年３月の「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」の改訂に当たっては、フロー図を取り入れるなどして、支援の全体像をつかんだ上で、支援内容の詳細を確認していけるようにするなど、記載の工夫を行っている。初めて虐待対応に当たる職員も含め、指針の活用を一層進めるため、今後も改訂の際には工夫を重ねる。 | 措置 |
| 第３．健康医療部 | | | |
| ２．ガイドライン等  【健康医療部】 | 大阪府は、大阪府内保健師児童虐待予防研修に不参加の市町村に対しては、資料を送付するのみではなく、参加するのと同等に研修内容が理解できるようフォローの仕組を強化すべきである。（意見番号33）  大阪府内保健師虐待予防研修は、大阪市を除く府内42市町村を対象としているが、平成26年度は、33団体からしか参加できていない。参加していない団体の中には、団体独自の取組で同様の知識を身に付けていることも考えられるが、大阪府は、不参加の団体でどのような研修が実施され、誰が受講しているか把握していない。  平成26年度の同研修のアンケート結果では、乳幼児虐待リスクアセスメント指標の記入方法の認識不足等もみられ、記載上の注意があるツールでも、必ずしも正しく理解されているとは限らないようである。また、母子保健事業においては、虐待が起きていなくても虐待リスクの視点を持つことが重要であるが、乳幼児期の虐待事例に触れる経験が少ない場合や人事異動が多い場合、虐待リスクの視点を十分に有していない懸念もある。このような場合、ケーススタディで議論、意見交換することは、一層有用と考えられる。  研修に不参加の市町村には、研修資料を配布しているとのことであるが、研修資料は要点のみをまとめたものが多く、配布資料の閲覧のみで十分な理解ができるかは疑問がある。上記のとおり参加者ですら、配布資料のみでは、盛りだくさんの内容を理解しきれない状況もあるため、Web研修やDVD研修等、研修が受けやすいように研修方法の多様化や、要点のみでなく、理解を促す詳細な参考資料を配布することも検討すべきである。  特に平成27年度は「児童虐待事例に対応する行政職員の対応力向上」を健康医療部の重点目標と掲げ、そのために42市町村の行政職員を対象に研修するとされている。監査時点（平成27年11月）では、平成27年度の研修は終了していなかったが、重点施策の対応として、研修内容は精神保健福祉相談員が事例検討会で助言する等、強化が図られているようである。また、不参加の市町村への対応については、資料を配布するとの説明を受けた。しかし、府内全域で児童虐待事例への対応能力を高めるためには、不参加の市町村に対しては、不参加の理由を確認し、不参加の理由が類似の研修受講済あるいは市町村で類似研修の開催予定がある等でない限り、府保健師が出向いて重要な点を研修したり、ディスカッションしたりすることも検討されたい。これにより、当該市町村の母子保健担当の現状を把握することもできると考えられ、明らかな人材や能力不足等、課題が大きい場合には、課題解消に向け支援することが望まれる。  なお、参加市町村においても、保健師全員が出席しているわけではない。受講者から未受講者への伝達用の教材を配布する、受講者には復命を義務付ける、定期的に情報伝達の状況をモニタリングする等、関係職員全員に周知されるような仕組も検討されたい。 | ○指摘のあったとおり、大阪府内保健師児童虐待予防研修に不参加の市町村に対するフォローの方策は講じる必要があると考えている。  【Ｈ27年度の取組】  Ｈ27年度大阪府保健師児童虐待予防研修を児童虐待防止協会に委託して実施（受講者　中堅研修　実68人、のべ127人、新任期研修　実37人59人）  未受診市町村には、児童虐待防止協会より研修会の全資料を送付。  【Ｈ28年度計画】  児童虐待予防研修を公衆衛生活動における児童虐待予防と、ハイリスクである高度医療児等支援における児童虐待予防研修、ロールプレイ等スキルアップ研修を実施。対象者別研修や実践的研修により受講機会を増やしている。  ・いずれの研修も未受講者の市町村については、理由を把握し対策（理解を促す詳細な参考資料の配布等）を検討する。  ・受講者の復命と資料の配布については、児童虐待防止協会の協力を得て、研修会での周知を徹底する。情報伝達のモニタリング方法を検討し、今年度研修より実施予定。 | 経過報告 |
| 【健康医療部】 | 大阪府は、保健所の人材育成（研修）を、各保健所またはブロック管内市町村以外でも一層活用できるようにされたい。（意見番号34）  上記のとおり、大阪府の各保健所は、地域の実情に応じた人材育成に熱心に取り組んでいる。  それぞれの事業は、各保健所またはブロックの管轄市町村を対象としているが、事例検討会は、管轄エリアの事例のみの共有ではなく、全体で共有するほうが、新たな事例に対応する際に役立つであろうし、医師や弁護士による講義も、他の地域でも有用と考えられるものも多く見受けられる。  ブロック間で研修案内を共有することもあり、各保健所の実績報告をまとめ、保健所にフィードバックされているとのことであるが、地方自治法が地方公共団体に求めている最小の経費で最大の効果を上げるという視点からも、更に一歩進んで、各保健所の優れた取組を実績報告として事後に把握するのではなく、研修案内は共有を原則とすることや、資料を供すること、虐待リスクのアセスメントを共有するために、保健機関、保健師以外も積極的に対象として受け付ける等を検討し、府内全域で一層活用できるようにされたい。 | ○指摘のあったとおり、保健所の人材育成（研修）を、各保健所又は管内市町村以外でも一層活用できるような仕組みづくりも必要であると考えている。  【Ｈ27年度研修の広域活用とＨ28年度計画】  ・４月開催予定のリーダー説明会で広域活用について依頼  ・保健所が開催する研修については、市町村職員も参加可能な研修に、ブロック（内市町村を含む）で共有できるよう、保健所と調整を進めている。  ・各保健所の研修の取組実績を報告する機会を設け、意見交換等次年度の計画に活かせるよう報告会を実施 | 経過報告 |
| 第６款　社会的養護 | | | |
| 第４．家庭養護（里親制度・ファミリーホームと養子縁組（特別養子縁組を行う場合を含む）） | | | |
| １．里親制度・ファミリーホーム  【福祉部】 | 大阪府は、他の都道府県における成功事例や取組を参考にしつつ、里親等委託率を増加させる施策を検討することが望まれる。（意見番号35）  上述のとおり、大阪府の里親等委託率は44番目であり、全国平均と比較して低い数字となっている。また、施設養護から家庭養護への移行を推進する活動を各都道府県が実施している中で、福岡県など他の都道府県では里親等委託率の増加に成功しているものもある。  増加率の大きい福岡市や大分県では以下の施策を実施している。  福岡市では市内の児童養護施設等が満員状態にあり、鹿児島県など遠方の施設に養護を依頼している状態にあった。そこで、家庭的養護を推進する機運が高まったため、ＮＰＯ法人子どもNPOセンター福岡に普及啓発活動（フォーラムや出前授業など）を委託し、児童相談所（１箇所で常勤３名、嘱託３名）と共同で活動した結果登録里親が増加したと考えられている。  また、大分県においては民間団体に普及啓発活動などは委託していないものの、児童養護施設等や児童相談所職員（２箇所で常勤２名、非常勤４名が里親専門職員）が優先的に里親の選択を考えることにより、委託率が増加していると考えられている。  これらについては、電話で問い合わせたものであるが、いずれも共通認識としてあったのが、里親委託により、児童の精神状態が目に見えて良くなるという成功体験を自治体職員や児童相談所職員が共有しており、おのずと全ての児童の措置にあたり里親を優先的に検討したいという気持ちが強くなり、それが更なる里親推進につながっていると考えられている。里親委託が増加していく中で、福岡市・大分県ともに里親専門職員の積極的な配置が実現している。  さらに、静岡県の増加率も16.4%と大きく増加しているが、このうち静岡市の里親委託率は40.2%(平成26年10月１日時点)と高い委託率となっている。  静岡市においては、ＮＰＯ法人静岡市里親家庭センターが日本で唯一、啓発活動、里親研修、委託後の相談支援までの里親支援業務全般（措置に関する事項を除く。）を一貫して受託している機関であり、当該センターの存在により高い里親委託率となっている理由として挙げられる。  当該センターは①啓発、②研修、③相談・支援を３本の柱として掲げており、ワンストップでの支援を実現しているため、高い委託率の成果を挙げていると考えられる。  これに関しては、全国里親委託等推進委員会「平成26年度調査報告書」に川崎市とともに先進事例にて紹介されている。  大阪府では、先進的事例については現地視察などを行い大阪府の里親委託推進手法を検討する際の参考にしており、また、静岡市の事例を参考にモデル事業を開始したところであると聞いている。  大阪府の里親等委託率を増加させるべく、先進事例や他都道府県等の事例を継続調査するなど、効果的な施策を模索することが望まれる。 | ○本府のこれまでの社会的養護体制の状況としては、専門性の高い支援が実施される児童養護施設や乳児院等が各地に配置されており、里親委託推進への取組を積極的に進めてこなかった経過がある。そのような中、家庭養護の重要性を踏まえ、平成22年度からは、各子ども家庭センターに里親担当専任のケースワーカーを配置するなど里親委託優先の原則にのっとり、積極的に取り組んでいる。その結果、平成22年度末に3.9％だった里親委託率は、平成27年度末には9.7％まで上昇してきている。  ○また、平成27年２月に静岡市児童相談所及び里親支援機関を視察し、児童相談所と里親支援機関との連携や役割、里親稼働率向上に向けた取組等について情報収集を行った。同年９月には福岡市が開催する里親フォーラムに参加し、新規里親のリクルート手法や、地域資源の活用方法等についても情報収集を行っている。  ○平成27年度からは、他府県の取組を参考に、里親登録数の増加と委託  後支援の充実に向け、里親支援機関事業を開始しており、平成28年度は対象区域を拡大して継続実施している。  ○大阪府第二次社会的養護体制整備計画を踏まえ、今後もより一層の取組を進めてまいりたい。 | 措置 |
| ２．養子縁組（特別養子縁組を行う場合を含む）  【福祉部】 | 大阪府は、相談会に訪れる養親を希望する夫婦年齢を調査し、養子縁組を希望する里親の年齢要件を検討されたい。（意見番号36）  年齢要件の合理性を判断する材料として、養親を希望する夫婦の年齢を調査する必要があると考えられるが、大阪府では、里親相談会に訪れる夫婦の年齢を相談会の段階で確認をしていない場合もあるとのことであった。  不妊治療の進歩により治療を終了するのが遅くなったこと、また、高齢化や晩婚化などの社会的環境の変化も考えると、現在の年齢要件が適切かどうかについては、実情も踏まえて見直しを検討すべきであると考える。 | 特別養子縁組制度は、子どもの福祉を目的とした制度であり、厚生労働省の里親委託ガイドラインにおいては、「養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい」とされている。府では、これまでの夫婦生活が子どもを含めた生活になることで、より一層豊かな生活となり、子どもにとって健全な育成が図られることを想定して、年齢要件について検討し、弾力的に判断している。また実際に、養親となる夫婦と子どもとの年齢差よりも児童の特性を理解し、適切に養育できることを優先して委託を行った。  現在、厚生労働省の児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会においても、議論されていることを受け、養子縁組希望者の年齢の把握をすることとした。 | 経過報告 |